

～ハラスメントを防ぎ、魅力的な職場を作るための処方箋～

ハラスメント防止対策セミナー

2022年4月より、中小企業においても、「パワハラ防止法」(改正労働施策総合推進法)により相談窓口の設置など、職場におけるパワーハラスメントの防止対策が義務化されました。また、パワハラのみならず、セクハラ等対策も実効性を高めるよう、同時に強化されています。ハラスメント問題の放置は、職場の雰囲気悪化させ、ひいては生産性の低下や、社員定着を阻む大きな要因となる他、損害賠償請求など企業責任を問われるリスクをはらみ、今後は、是正勧告、行政指導、社名公表などが避けられません。本セミナーでは、ハラスメントに起因する企業の損失とはどのようなものが考えられるか、企業の法的責任、従業員個人の責任、ハラスメント裁判事例など、わかりやすく解説いただきます。



講師紹介

なかじま社会保険労務士事務所／中島典子税理士事務所
社会保険労務士 中島 典子 氏
税理士・CFP

大学在学中に専門学校との“ダブルスクール”をスタートし税理士を志す。20代で税理士・社会保険労務士試験合格後、大手外資系会計事務所のTAX(税務部門)に入社。主に国内税務を中心に法人・個人の申告業務、富裕層の相続業務等に携わる。独立後、オーナー経営者や個人事業主の税務、社会保険、生命保険・損害保険のリスクマネジメント業務、相続・生前贈与に関する相談・申告業務を行う。ファイナンシャル・プランナー資格取得後、執筆を開始。現在は税理士・社会保険労務士業務の傍ら、FP関連書等の執筆、個別相談業務、講座講師、子どもからシニアまでの金融・金銭教育活動に取り組んでいる。

【主な講座内容】

- パワハラ防止法とは？
- ハラスメント問題のリスクと責任を認識する
- ハラスメントと企業の責任 ～多様化するハラスメント～
- セクハラ・パワハラ・マタハラの定義と境界線
- 「パワハラ」と「厳しい指導」との違い
- 企業が行うべきハラスメントを起こさない職場づくり
- ハラスメントが疑われる場合の対応の注意点

受講無料**日時**

令和4年10月11日(火)

14:00～16:00

会場酒田産業会館 4階
酒田まちなかホール**定員**

20名 (会員・非会員 問わず)

申込み方法・申込み先

※下記申込書に必要事項をご記入のうえ、
FAXまたはQRコードよりGoogleフォームにてお申込み下さい。
※駐車場は有料となりますので、各自ご精算願います。

【主催】酒田商工会議所 E-mail: mail@sakata-cci.or.jp

TEL 0234-22-9311 FAX 0234-22-9310

【感染対策・注意事項】

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、オンラインでの開催へ変更となる場合がございますので、ご了承ください。

※会場では感染対策に努めながら開催いたします。
※参加者はマスク着用をお願いいたします。
※アルコール消毒にご協力をお願いいたします。
※当日に発熱や咳がでる方の参加はお控え下さい。

10月11日(火)開催 「ハラスメント防止対策セミナー」 受講申込書

酒田商工会議所 行 FAX: 22-9310

※このままのサイズでFAXしてください。

事業所名		TEL	
所在地		E-mail	
受講者名			

※ご記入いただいた個人情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。